

米原市公共施設等総合管理計画改定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、米原市（以下「市」という。）が「米原市公共施設等総合管理計画改定業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 米公共施設第5号
米原市公共施設等総合管理計画改定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から7日以内から令和10年3月31日まで
なお、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は、協議により別途定める。

3 業務に要する費用（予定価格）

2か年総額	14,168,000円	（消費税および地方消費税相当額	1,288,000円）
令和8年度	8,490,900円	（消費税および地方消費税相当額	771,900円）
令和9年度	5,677,100円	（消費税および地方消費税相当額	516,100円）

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 前記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）に国または地方公共団体の公共施設管理計画策定

業務または公共施設管理計画改定業務を受託し、完了した実績を有していること。

5 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和8年6月26日（金）午後4時45分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、持参、郵送、FAXまたはメールにて提出すること。
※電話等による質問に対しては受付を行わない。
- (3) 回答期間：質問受付から随時回答するものとし、令和8年7月3日（金）までとする。
- (4) 回答方法：市公式ウェブサイトにおいて公開する。

6 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類および必要部数

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部
- イ 各種調書および企画提案書等 原本1部、副本7部
 - (ア) 業務実績調書（様式3）
 - (イ) 業務実施体制調書（様式4）
 - (ウ) 管理責任者調書（様式5）
 - (エ) 企画提案書（任意様式）
 - (オ) 業務工程表（任意様式）
 - (カ) 参考見積書（任意様式）

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

(2) 企画提案書作成要領

提出書類	留意事項
公募型プロポーザル参加申込書（様式2）	押印省略可とする。
業務実績調書（様式3）	過去10年以内の国、県、市等の主な実績を記入すること。
業務実施体制調書（様式4）	本業務に関わる者（予定）について、分担する業務内容等を記入すること。
管理責任者調書（様式5）	本業務の管理責任者（予定）1人の実績、手持業務、経歴等を記入すること。
企画提案内容（任意様式）	ア 現行計画の把握、業務内容の認識について イ 作業手順、データ収集、分析方法について ウ 計画に掲げる目標の見直しやPDCAサイクルの推進方針について エ 各検討組織等の運営支援 オ 業務に対する取組意欲 カ その他独自の提案事項
業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールについて作成すること。

(3) 提出期限等

ア 提出期限：公告日の翌日から令和8年7月10日（金）午後4時45分まで（必着）

イ 提出場所：米原市役所本庁舎3階 政策推進部 公共施設マネジメント課

ウ 提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 提出された公募型プロポーザル参加申込書、企画提案書等を書類審査して参加資格を有すると認められる応募者を提案者候補として選定する。

イ 米原市建設工事等契約審査会において提案者として選定する。

実施日：令和8年7月21日（火）

(2) 第2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査）

ア 第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、8に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定し、優先交渉権者とする。併せて次点交渉権者を選定する。

イ 提案者が1者の場合においても、第2次審査は実施する。ただし、合計評価点が満点の6割に満たない提案者は、受託者として特定しない。

ウ プレゼンテーションに使用する機材は提案者が準備すること。スクリーンについては、市において準備する。

エ プレゼンテーションおよびヒアリングの参加者は、本業務従事予定者を含め3人までとする。

オ 1者のプレゼンテーションの持ち時間は、説明15分以内、ヒアリング15分以内の合計30分以内とする。

実施日：令和8年8月6日（木）（予定）

実施場所：米原市役所本庁舎5階 第2委員会室（予定）

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選定された者のみプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する旨を通知することとする。

イ 第2次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。

8 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

評価基準		評価点数
I. 企画提案	①業務実績について	5
	②現行計画の把握、業務内容の認識について	10
	③業務工程について	10
	④作業手順、データ収集、分析方法について	15
	⑤計画に掲げる目標の見直しや PDCA サイクルの推進方針について	20
	⑥各検討組織等の運営支援	10
	⑦業務に対する取組意欲、説明能力	5
	⑧その他の提案について	5
II. 執行体制	⑨担当者の遂行能力、バックアップ体制等	10
III. 参考見積	⑩予算の範囲、妥当性	10
合 計		100

9 日程

項番	手 順	期限等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和8年6月15日（月）
2	質問受付期限	令和8年6月26日（金） 午後4時45分まで
3	質問回答期限	令和8年7月 3日（金）まで
4	企画提案書等の提出期間	公告の日の翌日から令和8年7月10日（金）午後4時45分まで
5	第1次審査	令和8年7月21日（火）【予定】
6	第1次審査の結果通知	令和8年7月24日（金）【予定】
7	第2次審査（企画提案プレゼンテーション）	令和8年8月 6日（木）【予定】
8	第2次審査の結果通知	令和8年8月中旬頃
9	契約手続	令和8年8月下旬頃

10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、3に定める業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

11 契約

優先交渉権者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。
ただし、契約協議が不調に終わった場合は、次点交渉権者と同様の協議を行うものとする。

12 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「実務実施体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市と協議の上、決定するものとする。
- (6) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署（提出・問合せ先）

- (提出先) 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課
- (問合せ先) 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課
(直通) TEL 0749-53-5147 FAX 0749-53-5138
メール shisetsu@city.maibara.lg.jp

(様式1)

年 月 日

商号または名称
部署名および担当者名
連絡先 (Tel・fax)

質 問 書

「令和8年度 米公共施設第5号 米原市公共施設等総合管理計画改定業務」について、次の項目を質問します。

質問項目	質問内容

注) 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

(様式2)

公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

業務名 令和8年度 米公共施設第5号 米原市公共施設等総合管理計画改定業務

米原市が実施する令和8年6月15日付け公告の公募型プロポーザル実施要領による下記業務に係る公募型プロポーザルについて、要領および関係書類に示された条件等を承知の上、プロポーザルへの参加を申し込みます。なお、本申込書および添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

この誓約に違反があった場合は、下記業務のプロポーザルの提案、見積り等が無効になることについて異議はありません。

記

業務名 令和8年度 米公共施設第5号
米原市公共施設等総合管理計画改定業務

添付書類

- ・ 業務実績調書（様式3）
- ・ 業務実施体制調書（様式4）
- ・ 管理責任者調書（様式5）
- ・ 企画提案書（任意様式）
- ・ 業務工程表（任意様式）
- ・ 参考見積書（任意様式）

(様式3)

業 務 実 績 調 書

年 月 日

事業者名 _____

業務名	発注者	業務概要	業務場所	契約期間	請負金額 (千円)

- ※1 過去10年間（平成28年度～令和7年度）に国または地方公共団体の公共施設管理計画策定業務または公共施設管理計画改定業務を受託し、完了した実績を記載してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

(様式4)

業 務 実 施 体 制 調 書

事業者名 _____

	氏名・所属・役職	実務経験年数・資格	担当する業務内容
管理責任者	氏名 所属 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・	
担当者A	氏名 所属 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	
担当者B	氏名 所属 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	
担当者C	氏名 所属 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	

- ※1 配置を予定している者全員について記入してください。
2 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

(様式5)

管 理 責 任 者 調 書

事業者名 _____

氏名・所属・役職	
主な実績 (3つ以内)	(発注者、業務名、業務内容、担当業務、特徴的な取組等)
	(発注者、業務名、業務内容、担当業務、特徴的な取組等)
	(発注者、業務名、業務内容、担当業務、特徴的な取組等)
現在の手持業務	(件数、内容等)
その他の経歴・表彰等	